

7 福 総 組 号 外
令和 7 年 1 月 26 日

(退職手当支給事務)
各 市 町 村 長 様
各一部事務組合管理者

福島県市町村総合事務組合
管理者 星 學
(公 印 省 略)

支給制限処分を受けた者に対する給料月額改定に伴う退職手当について（依頼）

令和 7 年 1 月 1 日付け 7 福総組号外において、給料月額の改定に伴う退職手当の差額支給（追給）について依頼いたしましたが、今年度支給制限処分を受けた元職員においても以下の対応をお願いいたします。

記

- 1 退職時の給料月額が改定後の給料月額と同額のため、差額が発生しない場合
当組合へ「差額が発生しない旨」ご報告をお願いします。
- 2 退職手當に差額が発生する場合
 - (1) 退職手当額試算のため、対象となる元職員の①職員番号②改定後の給料月額を当組合にご連絡ください。改定後の給料月額における退職手当額を回答いたします。
 - (2) 差額が発生した元職員へ「給料表改定に伴い退職手当の差額が発生した」旨の通知を、配達証明書を付け送付してください。（任意様式。別紙例参照）
 - ① 全部不支給の場合
差額も含めて全部不支給である旨記載すること。
 - ② 一部支給の場合
一部支給処分の内容に基づき差額のうち追給する額を決定し、その旨記載すること。
- (3) 当組合へ写しを提出
 - ① 上記 2 (2)において送付した文書の写し（奥書証明を付けること）
 - ② 上記 2 (2)において送付した文書の配達証明書の写し（奥書証明を付けること）
- 3 一部支給となった元職員のうち差額を追給する場合の対応について
令和 7 年 1 月 1 日付け 7 福総組号外「退職手当追給請求書の提出について（依頼）」に記載内容と同様の書類を当組合へご提出ください。（令和 7 年度内に提出すること）
 - (1) 退職手当追給請求書
 - (2) 給与改定が遡及適用されていることが確認できる人事台帳の写し
(奥書証明を付けること)
 - (3) 振込先口座のわかる預金通帳の見開きページの写し
当初振込先と同一の場合は不要（必ず本人に対して口座の確認を行うこと）
 - (4) 退職後、婚姻等により姓が変更となった場合
退職手当追給請求書の余白にその旨を記載し、預金通帳の見開きページの写し（口座名義等確認のため）を添付すること。

（事務担当 総務課 佐藤 電話 024-522-2373）

(通 知 例)

○ ○ 第 号
令 和 年 月 日

● ● 様

○○町長

○ ○ ○ ○

給料表改定に伴う退職手当支給制限処分額の変更について（通知）

令和 年 月 日付け○○第 号において、退職手当支給制限処分を行いましたが、
令和 年度給料月額の改定が令和 年 月 日に遡及して適用されることに伴い、以下のと
おり退職手当支給制限処分額を変更いたします。

記

※処分内容によって以下のとおり参考とすること

●全部不支給の場合

1 既支給制限処分内容

- (1) 処分前的一般の退職手当等の額
- (2) 処分後に支払われる一般の退職手当等の額
- (3) 処分の結果

○○, ○○○, ○○○円
0 円

全部不支給

2 給料表改定に伴う変更内容

- (1) 処分前的一般の退職手当等の額
- (2) 処分後に支払われる一般の退職手当等の額
- (3) 処分結果

●●, ●●●, ●●●円
0 円

全部不支給

●一部支給の場合

1 既支給制限処分内容

- (1) 処分前的一般の退職手当等の額
- (2) 処分後に支払われる一般の退職手当等の額
- (3) 処分の結果

○○, ○○○, ○○○円
○○, ○○○, ○○○円
一部支給

2 給料表改定に伴う変更内容

- (1) 処分前的一般の退職手当等の額
- (2) 処分後に支払われる一般の退職手当等の額
- (3) 処分結果
- (4) 差額支給額（上記 2 (2)-1 (2)）

●●, ●●●, ●●●円
●●, ●●●, ●●●円
一部支給
●, ●●●円